

自立活動とは No.1

「自立活動」については、特別支援教育を必要とする児童生徒全員に行う必要がある指導領域として設定されています。そのため、特別支援学校に通う児童生徒だけではなく、小学校や中学校に在籍する障害のある児童生徒に対しても行わなければならないものです。

ここでは、学校において自立活動をどのように考え、進めていけば良いのかについて説明します。

Q1



自立活動って何ですか？

自立活動は、障害のある児童生徒を対象に、調和のとれた人間の育成を目指して設定された領域です。



学校教育法第72条では、「視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、特別支援学校は、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする**」と示されています。

これは、特別支援学校だけではなく、特別支援学級、また通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても同様のことが言えます。

自立活動とは、この目的を達成するために設けられた指導領域です。

自立活動の目標は、「**個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達**の基盤を培う。」ことです。

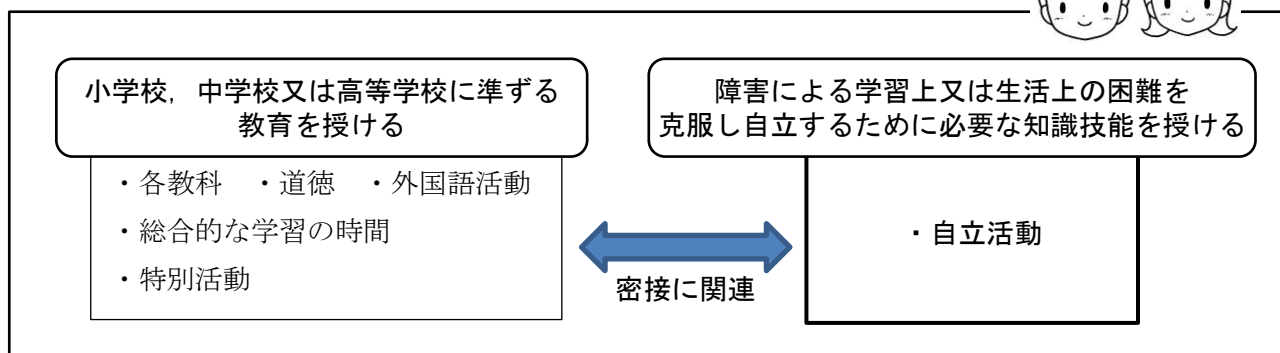
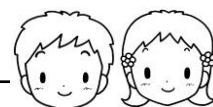


自立活動の目標の中の「自立」、「調和的発達の基盤を培う」とは

「自立」：児童及び生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、より良く生きていこうとすること。

「調和的発達の基盤を培う」：一人一人の児童又は生徒の発達の遅れや不均等を改善する。又、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって遅れている側面の発達を促して、全人的な発達を促進すること。

障害のある児童生徒の教育の考え方は以下の図のようになります。



※知的障害のある児童生徒については、各教科等の代わりに「生活単元学習」「作業学習」等の『合わせた指導』を行うこともできます。

Q2



教育課程上の位置付けは？特別支援学級でも、時間割に入れなくてははいませんか？

自立活動の指導を時間割に入れる場合には、以下の二つの考え方があります。



- ①「自立活動の時間における指導」：授業時間を特設して行います。時間割の中に「自立活動」と明記されます。
- ②「学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の指導」
：授業時間を特設しなくても、各教科等で自立活動の内容と関連を図って指導します。



自立活動の時間を特設しない場合でも、一人一人の自立活動の目標を設定し、自立活動の指導を行う必要があります。各教科等で自立活動の目標と関連して指導する場合、各教科の目標がそのまま自立活動の目標とはなりません。

Q3



自立活動にはどのような内容がありますか？

内容は2つの要素に分けられていて、それらの代表的な要素である27項目を6つの区分に分類・整理しています。



2つの要素：「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」

「障害による種々の困難を改善・克服するために必要な要素」

6つの区分：1 健康の保持 2 心理的な安定 3 人間関係の形成 4 環境の把握
5 身体の動き 6 コミュニケーション

実態に応じて、必要な項目を選び、それらを関連づけて指導します。



これまでは、26項目6つの区分でしたが、今回の学習指導要領の改訂において、27項目になりました。具体的な内容と、改訂に伴い変更となった部分については、別紙資料（「自立活動とは No.2」）で説明します。

自立活動の内容については、これまで2回の改訂があり、近年増加傾向にある発達障害のある児童生徒に対応できるようになってきています。

自立活動の内容は、各教科のようにその全てを取り扱うものではなく、一人一人の児童生徒の実態に応じて必要な項目を選択して取り扱います。また、選定した内容を、必要に応じて相互に関連付けることが重要です。

これらの内容は、全ての障害に対応した項目です。特別支援学校に在籍する児童生徒だけではなく、特別支援学級に在籍する児童生徒や、通級指導を受けている通常の学級の児童生徒（特に発達障害等）の場合においても、一層の充実を図ることが求められています。